学校感染症による出席停止について

学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第１９条の規定により出席停止となりますので、医師の許可があるまで、学校を休ませてください。

病気が治った時には、下記の治癒証明書を主治医に記入していただき、登校する日に持参してください。

なお、感染予防のため、学校長の指示で出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。

【感染症名と出席停止期間のめやす】

感染症名	出席停止の期間
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後３日間を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日（幼児にあっては３日)を経過するまで
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※は、保護者が記入してください。

治　癒　証　明　書

前橋市立新田小学校

※　学年　　組　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、学校感染症の（　　）が、治癒しましたので

月　　日より登校してよいことを、証明します。

出停期間（　　月　　日　～　　月　　日まで）

令和　　年　　月　　日

医師の住所

氏名　　印